従来ノ賃銀ヲ減額支給セラレタル者ハ之ニ不平ヲ抱キ十二月七日
山梨民衆青年同盟応援ノ下ニ賃銀値上ヲ要求シタルモ
容レラレス同九日ヨリ一斉ニ罷業ヲ決行セリ

要求条件

一、従業員ノ減額賃銀ヲ支給スルコト
一、運搬回数ハ従前通トスルコト
一、工事ニ依ル傷害ハ人馬共治療費負担ノコト
一、トロツコ使用ノ際ハ安全ニ為スコト
一、従前ノ人夫ハ必ス解雇セサルコト

所轄署長ノ調停ニ依リ大体要求ヲ容レ十二月十一日
解決セリ

同[illegible]株式会社[illegible]門司支店

（一二二六―一二二九）

財團法人 協調會

所在地、門司市白木崎五ノ三ノ一

労働者、一、六九名（内女三七名）

参加者、四五名（男）

争因及経過

昭和三年既報ノ如ク社員村田某ハ虚偽ノ記載アリテ
以テ解雇セラレ之ニ倣ヒ解雇社員ニ一切ノ交付セス又松本某
ハ勤務怠慢ニテ上司ニ反抗シ解雇セラレタル両人ノ解雇ニ反対シ
ニ因リ十二月廿三日罷業ニ移リシモ罷業団ハ
木村某ノ調停ニ依リ同廿九日左記条件ニテ解決セリ

一、解雇者二名ハ復職ヲ認メス但シ会社ハ金一封ヲ贈ルモノトス

条件左ノ如シ

一、賃金一割値上ハ之ヲ撤回ス
一、罷業中ノ賃金ノ半額ヲ会社ハ支払フコト

財團 協調會